

イオンモール名取の届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 イオンモール株式会社
- 2 届出日 平成 30 年 7 月 30 日
- 3 店舗の名称 イオンモール名取
- 4 店舗設置者 イオンモール株式会社 代表取締役社長 吉田 昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 5 店舗所在地 名取市杜せきのした五丁目 3 番地の 1
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 55,000 m² (変更後) 57,722 m²
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 1,000 台 (変更後) 487 台
 - (3) 荷さばき施設の位置
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 9 か所
(変更後) 10 か所
- 7 変更する年月日 平成 31 年 4 月 1 日
- 8 事務手続き等
 - ・ 公 告 年 月 日 : 平成 30 年 8 月 10 日
 - ・ 縦 覧 期 間 : 公告の日から平成 30 年 12 月 10 日まで (公告の日から 4 か月)
 - ・ 地 元 説 明 会 : 平成 30 年 9 月 25 日
 - ・ 大規模小売店舗立地専門委員会 : 平成 30 年 11 月 20 日
 - ・ 市町村等からの意見書提出期限 : 平成 30 年 12 月 10 日 (公告の日から 4 か月以内)
 - ・ 県の意見の通知期限 : 平成 31 年 3 月 30 日 (届出から 8 か月以内)

■ 変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 3,887 台 (指針による必要台数 : 2,630 台) ※敷地内に 4,010 台整備。
- (3) 荷さばき施設の面積 1,621 m²
- (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 494 m³ (指針による必要容量 : 161 m³)

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻
イオン : 午前 7 時から午前 0 時まで
専門店 : 午前 9 時から午後 11 時まで
- (2) 駐車場利用時間帯 午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分
- (3) 荷さばき可能時間帯 午前 4 時から午前 1 時まで

住民説明会の実施状況

開催日時	平成30年9月25日（火）午後6時から午後7時30分まで
開催場所	イオンモール名取 3階 イオンホール 名取市杜せきのした五丁目3番地の1
出席人数	10人

質問事項	回答内容
この説明会の法的根拠は何か。	大規模小売店舗立地法では、法第5条第1項の新設の届出及び法第6条第2項の変更の届出等を行った場合に周辺住民の皆様へ周知するための説明会を開催することになっております。この度、イオンモール（株）は法第6条第2項の変更の届出を行いましたので、説明会を開催させていただいております。 →指針の対象外
説明会の会場と時間帯を決めた理由、1回という回数を決めた理由は何か。わざわざ集まりにくい時間帯を選んでいないか。	多くの皆様へ説明会へ参加いただきたく、平日の昼間ではなく、夕方の時間帯としました。また、回数については、宮城県の大規模小売店舗立地法事務の手引きにおいて、法第6条第2項の変更の届出の場合は原則1回となっておりますので、今回は説明会を1回開催する計画です。なお、説明会の開催に当たっては、説明会開催計画書を宮城県に提出し、ご指導をいただいております →指針の対象外
説明の内容は、結果のみである。根拠データが示されていないので質問できない。	今回の説明会の日時については、皆様方が集まりやすい時間帯としました。直近の休日も検討しましたが、三連休でもあり、皆様ご予定があると思い、それよりはお仕事帰りに立ち寄れる18時という時間を設定しました。また、根拠データについてはかなりのボリュームになりますので、要点と結論を説明させていただきました。先ほどの説明でも申しましたが、お近くですと名取市役所で届出書を縦覧できますので、そちらでご確認いただければ幸いです。 →県の意見は不要
計画されている来退店ルートで増加する来退店車両の交通処理が本当に可能と思っているのか。どのように誘導する計画か詳細を示してほしい。	誘導は、新たな案内誘導看板の設置や誘導ルートを示したチラシの配布等を講じてまいります。案内誘導看板の具体的な設置箇所は、土地所有者様にご協力いただけるか否か等の問題もありますので現段階でお示しすることは出来かねます。 →県の意見は不要
この地域にはイオンモールの他にアクロスやゼビオ等の商業施設があり、現況でも交通処理がうまく言っていない状況があるのにイオンモールの来退店交通量が増加したらなお一層交通処理が難しくなる。説明では交差点解析の結果は十分に交通処理可能とのことであったが、現状からみると机上の空論にしか見えない。	私どもが行った交通量調査には当然イオンモール以外のアクロスやゼビオ等の商業施設への来退店交通量も加味されている。その現況交通量に新たに増加するイオンモールの来退店交通量を上乗せして交差点飽和度計算を行った結果をお示ししており、需要率がいずれの交差点も0.9を下回っております。 また、計画の来退店ルートにどのように誘導するかについては先ほどご説明した通りですが、案内誘導看板の設置位置等は土地所有者様のご意向もありますので現段階でお示しできないという状況です。リニューアルオープンまでには計画のルートをご案内できるように対策を講じて参ります。さらに、いただいたご意見は、リニューアルオープン当初の混雑が予想される臨戦対応時期の交通処理の参考とさせていただき、周辺住民の皆様にご迷

	<p>惑をお掛けしないよう努めてまいります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>現状では、イオンモールの来店者がアクロスやゼビオの駐車場に車を止めている。これらの商業施設から苦情がでないことでイオンモールの駐車場運営が成り立っている。また、来店者が周辺住宅地に車を止める事もあった。今後イオンモールの来店車両をアクロスやゼビオに止めさせなくてもいいのか。</p>	<p>我々イオンモールは、アクロスさんやゼビオさんの駐車場にイオンモールの来店車両を止めても問題ないという考えは持っていない。我々は同業者として地域の皆様により良い買い物をしていただきたいという一心で商売をしている。したがって、ご質問にあるイオンモールの来店車両をアクロスさんやゼビオさんに止めさせないとか、逆にイオンモールにアクロスさんやゼビオさんの来店車両を止めさせないとかということは小売業の道理に反するものだと考えています。私たちは、大規模小売店舗立地法に則り、説明会を開催させていただいております。今ほどのアクロスさんやゼビオさんのお話は、それとは次元が違う話かと思えます。いただいたご意見は参考となる部分もございますので、今後の現場での問題解決に生かしていきたいと考えておりますし、今後とも交通部会などを通してアドバイスいただければと思います。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>交通問題について、説明では交差点処理に問題ないという説明であるが、現状では増築工事前から処理できていない状況があったということをお願いしたい。繰り返すが今後ゼビオ、アクロスやサンキやコーナンの駐車場を利用しなくてもイオンモールの駐車場運営は問題ないということでもいいか。</p>	<p>ゼビオさんやアクロスさんの駐車場利用に関するコメントは控えていただきますが、交差点の交通処理がうまくいっていない状況が一時的にあったのかもしれませんが、大規模小売店舗立地法の配慮事項は、あくまで平常的な営業日における周辺環境への影響を予測し、対策等を講じるものでありますのでご理解いただきたいと思えます。</p> <p>大規模小売店舗立地法に則り、平常的な営業日での配慮事項を説明させていただいておりますが、それ以上の問題について無視できると思っているわけではありません。お盆や正月の特異日には交通部会で議論いただいたように、さらに良くする方法等については、先ほどのご意見を踏まえ、ゼビオさんやアクロスさんと一緒に改善策を議論していきたいと考えております。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>意見書は名取市にも出せるのか。</p>	<p>宮城県の意見をまとめる際に、名取市の意見を聞くことになっています。</p> <p>→指針の対象外</p>
<p>団体、個人でも出せるのか。</p>	<p>生活環境への配慮という観点から団体でも個人でも出すことは可能です。</p> <p>→指針の対象外</p>

名取市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
<p>来客による交通混雑が懸念されるため、公共交通機関利用に係る取り組み、及び従業員の公共交通機関の利用に配慮願います。</p>	<p>仙台空港アクセス線や名取市巡回バス（なとりん号）などと引き続き連携して公共交通機関の利用促進を図って参ります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>土曜日、日曜日、祝日等の混雑が予想されるときは、引き続き車両出入口などに交通誘導員などを設置し、歩行者の安全確保及び駐車場空きスペースへの車両の円滑な誘導に対処願います。</p>	<p>リニューアルオープン時や土日祝日等の混雑時は引き続き状況に応じて誘導員を配置し、円滑な誘導を図って参ります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>万引き防止対策について、引き続き</p>	<p>防犯カメラや商品タグゲートの設置、またガード</p>

<p>配慮願います。</p>	<p>マンによる店内巡回警備を強化することにより引き続き万引き防止対策を講じて参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>来客者の駐車自家用車に車上荒らし等が発生しないよう配慮願います。</p>	<p>引き続きガードマンによる駐車場の巡回・監視を定期的に行い犯罪防止に努めます。 →県の意見は不要</p>
<p>事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努められたい。 循環型社会を形成するために、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。</p>	<p>引き続きゴミの減量化・リサイクル化を徹底するとともに、最終的な廃棄物の削減に努めて参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。</p>	<p>適切な対応を心掛け、名取市の排出基準を遵守します。 →県の意見は不要</p>
<p>廃棄物の保管にあたっては、十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。</p>	<p>引き続き廃棄物保管庫には空調設備を整備し、悪臭、衛生面での管理を徹底します。特に、生ごみの処分については当日中に完了するように各テナントへ徹底指導します。 →県の意見は不要</p>
<p>ごみの発生、保管、排出状況把握等を担当する責任者の配置について、配慮されたい。</p>	<p>各テナントの部門責任者及び運用責任者を明確にし、ゴミ発生・保管等の改善に努めて参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音や振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音、低振動型のものを導入されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり騒音や振動等による公害苦情が発生しないように建設機械等の選定に当たっては配慮して参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。</p>	<p>工事業者への指導を徹底し、不必要な空ぶかしによる騒音防止とアイドリングストップを徹底して参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>駐車場での自動車アイドリング、空ぶかし等や利用客の話し声などによる騒音により近隣の方々に迷惑をかけないよう、利用者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。</p>	<p>駐車場内での騒音防止に継続して努めます。特に、夜間の駐車場使用については、営業時間以外は引き続き出入口の施錠管理を徹底し進入防止に努めるとともにガードマンによる駐車場の巡回・監視を定期的に行います。 →県の意見は不要</p>
<p>近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、生活環境への配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。</p>	<p>仙台空港アクセス線の利用促進、シャトルバス運行や名取市巡回バス（なとりん号）の活用を図って参ります。また、土日祝日等の混雑時は、引き続き状況に応じて誘導員を配置し、円滑な誘導を行って参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>騒音、振動に係る特定施設を配置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑が掛からないよう十分に配慮されたい。</p>	<p>騒音規制法や振動規正法に係る特定施設を設置する場合は、環境規制基準に配慮し十分な防止策と適切な管理を行って参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>大規模小売店舗立地法第10条に謳われている、周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮の観点から、地域住民（町内会等）と定期的</p>	<p>周辺地域における生活環境の維持・保全については、名取市をはじめ地域住民や地権者会などと良好な関係を継続して築いて参りたいと考えています。 →県の意見は不要</p>

<p>に協議（意見交換等）する場を設けられるよう努められたい。</p>	
<p>№. 2 交差点から№. 5 交差点まで、現在でも店舗利用客による渋滞が発生しており、市道杜せきのした増田線の出入も困難となるため、対策を検討願います。</p>	<p>増床工事に伴い、来店客の誘導を№. 2 交差点から右折する案内としております（店舗西側からの来店車両）。№. 2 交差点は右折滞留長が短いため、滞留した車両により混雑する時間帯がありますが、工事完了後は、出入口 1 からの誘導に戻すことにより、店舗へ引き込む車線長を効率的に使うことで混雑の影響緩和を図ります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>都市計画道路大手町下増田線と国道 4 号バイパス交差点については現在でも店舗利用客による渋滞が発生しており、宮城県では交差点の交通量を調査し、№. 2 交差点から№. 1 交差点までレーンの増設、№. 1 交差点から№. 2 交差点まで右折レーン長の延伸を進めているので、渋滞対策について整合を図って下さい。</p>	<p>解析結果によると交差点改良による効果は大きく、混雑緩和には大きな効果を発揮するものと考えております。しかし、案内誘導に関しては分散化を図ることが最も重要と考えていますので、№. 1 交差点や№. 2 交差点に負荷をかけない誘導を行います。</p> <p>基本的には届出書で示させて頂いた誘導ルートを基本としますが、混雑状況に応じて誘導ルートの変更等は柔軟に対応して参ります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>歩道平板ブロックは、一般部と大型乗入部では設計強度が違い、一般部から大型貨物自動車等が乗入するとブロックが著しく破損するため、歩行者の安全と街の景観を保全するため乗入区分を遵守願います。</p>	<p>歩道からの乗り入れについては、歩行者の安全第一を心掛けるとともに景観保全を図るよう適切な車誘導を行って参ります。</p> <p>→県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	イオンモール株式会社	
届 出 年 月 日	平成30年7月30日	
店 舗 名 称	イオンモール名取	
所 在 地	名取市杜せきのした五丁目3番地の1	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>交通対策として実施することとしている来退店車両の誘導が徹底されないなどして、周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて店舗増床後における周辺道路の実態調査などを行い、交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。また、店舗の運営にあたっては、騒音や交通などの周辺環境の保全に影響を及ぼしうる事項について、その対策等を検討する際には地域住民との話し合いの場を持つなどして、地域との調和を図るよう努めてください。</p>	